

(監査委員事務局 包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置の公表)

監査委員公表第 666 号

包括外部監査人の報告書により公表した包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置について、大分県知事からの通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 19 日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	木	付	親	次
大分県監査委員	原	田	孝	司

○ 措置状況の概要

平成 30 年度包括外部監査結果（平成 31. 3. 29 公表）に対する措置状況

(1) 監査テーマ：「公共インフラ施設の管理と老朽化対策に係る財務事務の執行について」

(2) 概 要

令和元年度に監査委員宛てに通知された措置状況のうち「検討中」となっていた 32 件について再度通知があった。

- ・「対応済」 31 件
- ・「対応困難」 1 件

項 目	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
1 大分県のインフラ長寿命化計画（行動計画）			
（1）大分県公共施設等総合管理指針			
総務部	<p>【結果】指摘 P-1 「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」について</p> <p>総務省策定指針で「2.(4)公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に記載すべき事項として、計画期間における公共施設等の数や延床面積等の公共施設等の目標を記載するとともに、所定の事項について考え方を記載することとされている。しかし、大分県管理指針では数値的目標値は記載されていないし、各事項の記載もされていないので、改定の必要性が認められる。</p>	<p>総務省策定指針や各県公共施設等総合管理計画等を踏まえ、大分県管理指針に記載する事項を体系的に整理するとともに、数値的目標値を設定した上で、大分県管理指針の改訂素案を作成した。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 41 ページ
	<p>【結果】指摘 P-2 「全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策」や「現状や課題に関する基本認識」について</p> <p>総務省策定指針では「2.(2)全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策」と「2.(3)現状や課題に関する基本認識」に分けて記載するよう指示されているものを大分県管理指針では「5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」等の章に散逸的に記載されているため、判りにくい。前述の指摘P-1も踏まえて、総務省策定指針の記載区分に従って再整理する必要性が認められる。また、全庁的な取組体制の構築や情報管理について、具体的に記述する必要がある。</p>	<p>総務省策定指針や各県公共施設等総合管理計画等を踏まえ、大分県管理指針に記載する事項を体系的に整理するとともに、全庁的な取組体制等を具体的にした上で、大分県管理指針の改訂素案を作成した。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 41 ページ

	<p>【結果】指摘 P-3 「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」について</p> <p>総務省策定指針では道路、学校等といったレベルを施設類型と考えており、「県有建築物」「公共インフラ施設」「公営企業施設」は、施設類型とは言えない。</p> <p>また、これらを施設類型とみると、逆に「2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」が記載されていないことになるので、「3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の記載がされていないものと判断する。したがって、当該基本的な方針を記載する必要がある。</p>	<p>総務省策定指針や各県公共施設等総合管理計画等を踏まえ、大分県管理指針の施設類型を見直した。また、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を統一的な様式により作成した上で、大分県管理指針の改訂素案を作成した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 41 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 P-4 大分県管理指針で言うところの個別施設計画について</p> <p>各個別施設の取組方針と具体的な実施内容、時期を示したものを個別施設計画と称しているようであるが、これでは、インフラ長寿命化基本計画の個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を意味するのか、施設類型毎のインフラ長寿命化計画（行動計画）を意味するのか明確でない。</p>	<p>各県公共施設等総合管理計画や個別施設計画所管課の意見等を踏まえ、個別施設計画の策定単位を検証し確定させた。この個別施設計画の体系をもとに、それぞれの行動計画（施設類型）を確定した上で、大分県管理指針の改訂素案を作成した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 43 ページ</p>
<p>2 施設類型毎のアセットマネジメント</p>			
<p>(1) 道路</p>			
<p>総務部</p>	<p>【結果】指摘 A-1 個別施設計画の策定について</p> <p>大分県管理指針の計画体系が明確でないため混乱しているが、策定されている施設ごとの長寿命化計画は点検・維持管理の基本方針やマネジメントの仕方に係る内容であり、行動計画と判断される。</p> <p>一方で、個別施設計画については策定されていないことになるので、策定する必要がある。</p>	<p>道路施設の個別施設計画の体系を踏まえ、道路施設における行動計画（施設類型）を確定した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 54 ページ</p>

<p>土木建築部</p>	<p>【結果】指摘 A-7 道路マネジメントシステムの利用上の問題について</p> <p>道路マネジメントシステムに橋梁・トンネル補修工事の措置の概要について、登録することができるが利用していない。これは、当該システムに登録できる情報に限界があり実際には活用できないためである。</p> <p>しかしながら、点検・設計・工事の一連のメンテナンスサイクルを記録することが望ましいことから、これらの事項について、いずれは集約することが望まれる。</p>	<p>道路マネジメントシステムは、施設のGIS表示、施設諸元、点検結果の保存に使用し、設計、工事の詳細情報については大分県建設技術センター所管の大分県公共土木施設データベース保管管理システムで管理している。2つのシステムを使用することで目的は達成できているが、両システムの関連性を高めるために令和2年度に道路マネジメントシステムの改修に着手し、令和3年3月末に完了予定である。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 57 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 A-8 道路マネジメントシステムの評価について</p> <p>外部委託により道路マネジメントシステムを構築しているが、毎年の保守もなく、簡略的なシステムとなっている。</p> <p>そのため、道路マネジメントシステムが今後も継続的に利用することが出来るのか、改修の必要性や新たに構築する必要があるか改めて評価することが望ましい。</p>	<p>道路マネジメントシステムは、施設のGIS表示、施設諸元、点検結果の保存に使用し、設計、工事の詳細情報については大分県建設技術センター所管の大分県公共土木施設データベース保管管理システムで管理している。2つのシステムを使用することで目的は達成できているが、両システムの関連性を高めるために令和2年度に道路マネジメントシステムの改修に着手し、令和3年3月末に完了予定である。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 58 ページ</p>
<p>(2) 林道</p>			
<p>農林水産部</p>	<p>【結果】指摘 A-11 定量的評価を伴う長寿命化計画（行動計画）の策定について</p> <p>大分県の林道施設について、長期的（10年超）な定量的評価を伴う行動計画は策定されていない。長寿命化計画に基づく長寿命化対策の結果、耐用年数がどの程度伸びるか、またライフサイクルコストがどの程度抑制できるかといった推計を行うことが望まれる。</p>	<p>令和元年度に大分県林道長寿命化計画（個別施設計画）を改定した。推計結果として、林道の橋梁において、予防保全型維持管理による耐用年数の延長でライフサイクルコストの縮減効果（10年で38百万円、30年で290百万円）を算定した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 65 ページ</p>

(3) 港湾			
総務部	<p>【結果】指摘 A-12 行動計画の策定について</p> <p>インフラ長寿命化基本計画で作成を求められている個別施設計画はあるものの、港湾としての行動計画はない。施設類型毎の行動計画として、策定することが必要と思われる。</p>	<p>湾施設の個別施設計画の体系を踏まえ、港湾施設における行動計画（施設類型）を確定した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 73 ページ</p>
土木建築部	<p>【結果】指摘 A-13 個別施設計画の作成単位について</p> <p>「大分県公共施設等総合管理指針」においては、港湾は「岸壁・物揚場」「防波堤」「護岸・堤防」「臨港道路」の4区分で個別施設計画を作成することとしているが、実際にはそれ以外の施設も含め「大分県港湾施設長寿命化計画」として、1つの計画にまとめている。両者の整合性を保つべきである。</p>	<p>港湾施設の個別施設計画の体系を踏まえ、大分県公共施設等総合管理指針に記載の計画区分（個別施設計画）を見直し、県指針を改訂した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 73 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 A-15 維持管理計画のとりまとめ単位について</p> <p>維持管理計画をとりまとめている単位は、港湾毎に異なっており、1施設1計画書の場合や、複数施設1計画書の場合等、複数のパターンが存在する。</p> <p>今後、維持管理計画の見直しをする際には、大分県管理の全港湾全施設の策定状況を把握しやすいような単位に見直すことが望ましい。</p>	<p>維持管理計画書の策定状況を把握しやすいように一覧表を作成した。また、データを港湾毎に整理した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 75 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 A-19 港湾台帳の記載について</p> <p>港湾台帳に記載すべき事項（建設開始年度及び終了年度、事業費、面積等）が記載されていないものが散見された。可能な限り調査をしたうえで、登録すべきである。</p>	<p>令和元年度末までに、既存の工事台帳の調査を行い、更新を行った。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 78 ページ</p>

(4) 漁港			
農林水産部	<p>【結果】指摘 A-23 行動計画の策定について</p> <p>インフラ長寿命化基本計画で作成を求められている個別施設計画はあるものの、漁港施設全体としての行動計画はない。施設類型毎の行動計画として、策定することが必要と思われる。</p>	<p>令和2年度に漁港施設に関する基本方針（行動計画）を策定した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 86 ページ</p>
3 施設類型毎のインフラマネジメント			
(1) 道路			
土木建築部	<p>【結果】指摘 I-1 固定資産台帳の土地の登録区分について</p> <p>道路の土地（敷地）については平成27年以前に取得したものについては路線毎ではなく、国道、県道の2つの単位に一括して計上（登録）している。他方、道路改良、舗装については路線毎に区分して資産計上していることから開始時に登録した土地についても路線単位等の管理とすることが望まれる。</p>	<p>路線ごとに分割した資産情報について、令和2年度の固定資産台帳の更新作業と合わせ資産情報の再登録を完了した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 95 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 I-4 予防保全と事後保全について</p> <p>道路については、全面的に予防保全の方針とされているが、予算や人員等の制約や費用対効果等の観点からは、全ての道路について予防保全とすることが適切であるのか否か再度検討が必要なのではないかと考える。</p>	<p>道路に限らず公共インフラ施設は、施設毎に予防保全と事後保全に管理分類して維持管理を行っていることから、大分県公共施設等総合管理指針の記載内容を見直し、県指針を改定した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 96 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 I-5 道路の廃止などの判断基準の設定について</p> <p>道路関連の長寿命化計画に記載されている実施方針のうち「統合や廃止の方針」で「機能していない道路施設については、道路交通サービスの低下につながらないことを前提に、廃止を含めた検討を行います。」と規定している。今の規定であれば統合や廃止候補のリストアップが必要と考えるができていない。道路の利用状況等が多岐にわたり、リストアップのための基準策定が難しいのであれば、当該実施方針を実態に即して変更するべきと思われる。</p>	<p>橋梁については令和元年度に対応済。その他施設については長寿命化計画の見直し時に対応する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 97 ページ</p>
(3) 港湾			
土木建築部	<p>【結果】指摘 I-9 廃棄物処理施設の固定資産台帳への登録について</p> <p>廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸）は、固定資産台帳に登録が必要な資産（工作物）であるが、固定資産として計上されていない。</p>	<p>令和元年度に固定資産台帳と法定台帳（港湾台帳）に登録されたデータの照合作業を行い、令和2年度の固定資産台帳の更新作業と合わせ資産情報の修正を完了した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 109 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 I-15 個別台帳と固定資産台帳との整合性について</p> <p>固定資産台帳への登録の際には、登録対象資産の個別台帳（港湾台帳）への登録内容を確認し、資産計上区分等の整合性に問題がないことを確認する必要がある。</p>	<p>港湾台帳に登録している財産と現在固定資産台帳に登録している資産をリンクさせるため、ファイルを作成し、どの資産が港湾台帳に登録されている施設を合計したものかわかる資料の作成を令和2年度に着手し、令和3年3月末完了予定である。</p> <p>今後は、作成した資料に基づき、資産計上区分等の整合性に問題がないかの確認を行う。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 112 ページ</p>

(4) 漁港			
農林水産部	<p>【結果】指摘 I-19 漁港台帳の誤りの修正について</p> <p>漁港台帳から固定資産台帳に登録するに際して、むしろ漁港台帳の建設価格等の記載が間違っていると判断して見直しているケースがあるが、漁港台帳側が未修正であるものが散見された。既がない施設を削除し忘れていたケースもあった。</p>	<p>令和元年度に固定資産台帳と法定台帳（漁港台帳）に登録されたデータの照合作業を行い、令和2年度の固定資産台帳の更新作業と合わせ資産情報の修正を完了した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 120 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 I-21 佐賀関漁港の初期登録精査の必要性について</p> <p>佐賀関漁港について平成28年3月31日初期登録時点の資料が見当たらず、かつ、固定資産台帳と漁港台帳とで初期登録金額がほぼ不一致となっており、全データの精査を行い、修正する必要がある。</p>	<p>令和元年度に固定資産台帳と法定台帳（漁港台帳）に登録されたデータの照合作業を行い、令和2年度の固定資産台帳の更新作業と合わせ資産情報の修正を完了した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 120 ページ</p>
包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関するもの			
	<p>【意見2】 大分県の長寿命化計画の体系見直しについて</p> <p>大分県の公共施設等総合管理指針（行動計画）と施設類型毎の行動計画や個別施設計画について、体系的な整理が不十分であり、混乱が見られる。</p> <p>県有財産経営室が全庁をリードし、県が所有又は管理する建築物及び公共インフラについて、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（総務省）やインフラマネジメントや個別施設計画策定に係るガイドライン等（各省庁）を参考にして、体系的かつ網羅的に、必要な計画を具体的に定める必要がある（既存の計画の位置付けを含む）。</p>	<p><総務部></p> <p>総務省策定指針や各県公共施設等総合管理計画等を踏まえ、大分県管理指針に記載する事項を体系的に整理し確定した上で、大分県管理指針の改訂素案を作成した。</p> <p>施設類型については、個別施設計画の策定単位を検証し確定した上で、それぞれの基本的な方針を定めた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 134 ページ</p>

	<p>【意見3】 個別施設計画の策定単位について 個別施設計画は、健全度評価を行う施設（構造物）単位ではなく施設管理者が優先度評価やコストの平準化の検討を行うのに適した施設の集合体を単位として策定すべきであり、特に道路、港湾については、検討を要する。 また、メンテナンスサイクル、特に定期点検のサイクルにも配慮する必要がある。</p>	<p><総務部> 国ガイドラインや各県の策定状況、個別施設計画所管課の意見等を踏まえ、個別施設計画の策定単位を検証し確定した。 【対応済】</p>	<p>報告書 135 ページ</p>
	<p>【意見6】 固定資産台帳登録の過年度誤りの修正作業について 監査結果における指摘は、まだ実務が定着していないことによる事務的な処理ミスや判断ミスの発生事例である。このような事例が多々あるので、監査の対象とした施設以外へも遡及して広く精査し、修正すべきは修正する必要がある。 については、これら過年度の誤りを修正する期間を設定して、集中的に作業することが望まれる。</p>	<p><農林水産部・土木建築部> 令和元年度に固定資産台帳と法定台帳等に登録されたデータの照合作業を行い、令和2年度の固定資産台帳の更新作業と合わせ資産情報の修正を完了した。 【対応済】</p>	<p>報告書 141 ページ</p>

	<p>【意見 7】 開始後の固定資産の登録単位(記載単位)について</p> <p>林道、港湾、漁港については、開始時の一括的な資産計上から開始後の記載単位を変えていないが、少なくとも開始後は「現物と照合が可能な単位」「取替や更新を行う単位」で登録するような精緻化が必要であり、関連するルールを定める必要もある。</p> <p>また、開始時は諸事情があり致し方ないが、開始後に同じ道路や港でも一般道と林道、港湾と漁港で登録単位が全く異なるのも問題である。</p>	<p><農林水産部・土木建築部></p> <p>固定資産台帳に記載している単位については、管理の合理性を図る観点から、法定台帳や個別施設計画との統一を図っている。各施設の登録単位は法や国の要領等に基づき設定しているため、開始後に登録単位を統一することは、これとは別に単位の統一を目的とした台帳を新たに作成することとなり、事務量や経費に対して合理的とは考えられない。このため、国や他県の状況を踏まえ、必要性が生じた場合に検討することとした。</p> <p>【対応困難】</p>	<p>報告書 143 ページ</p>
	<p>【意見 8】 金銭の授受を伴わない取引の処理について</p> <p>今回の監査対象となった施設では開始後発生していないようであるが、寄附・寄贈、除却等の支出を伴わない資産の異動が実際に生じた場合の処理方法は確立されていない。寄附・贈与、除却などの金銭の授受を伴わない取引について、計上方法・処理方法等のルールを明確に規定したものを整備すべきである。</p>	<p><総務部></p> <p>寄付・贈与、除却などの金銭の授受を伴わない取引について、計上方法・処理方法等のルールを整備した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 145 ページ</p>

	<p>【意見 9】 資本的支出と修繕の区分作業について</p> <p>固定資産台帳への登録の要否は、資本的支出と修繕費を区分する作業から始まる。大分県では、この区分作業は原則、起工伺いを起票する段階で行われるが、インフラについては、この作業が適正に行われたかは期末の固定資産登録時に集中チェックしている。</p> <p>しかし、量的に膨大となっているので、起工伺いの段階で第三者が随時又は順次チェックする方法を検討すべきである。</p>	<p><農林水産部></p> <p>起工伺いの際に設計担当者と工事経理担当者の双方でチェックを行うこととし、留意点としてまとめ、関係所属へ通知した。</p> <p>【対応済】</p> <p><土木建築部></p> <p>起工伺いの段階で設計担当者及び契約担当者の双方でチェック及び登録することとし、令和2年3月に策定したガイドラインを関係所属あて通知した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 146 ページ</p>
	<p>【意見 10】 資本的支出への細かな対応について</p> <p>大分県のシステム上、補修目的の工事は公会計コード 103 として処理される。</p> <p>しかし、補修に合わせて機能アップするような改造工事が含まれている場合には、そのうち資産計上すべき範囲についての判断内容を起工伺い等で記録にとどめておく必要がある。その上で、資産計上部分は 101 処理対象として財務執行データを作成する必要があるが、そのようなケースへの対応を明確にする必要がある。</p>	<p><農林水産部></p> <p>資産価値を高めるための「資本的支出」と資産の維持管理等に関する「修繕費」の考え方を事例を示して整理するとともに、公会計コードを仕訳する基準等を留意点としてまとめ、関係所属に通知した。</p> <p>【対応済】</p> <p><土木建築部></p> <p>資産価値を高めるための「資本的支出」と維持管理等による「修繕費」の考え方を整理した上で起工伺い段階にて登録することとし、令和2年3月に策定したガイドラインを関係所属あて通知した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 146 ページ</p>

	<p>【意見14】 建設仮勘定が発生するケースの把握整理について</p> <p>建設仮勘定が発生する典型的なケースは、工事請負契約で前払金（中間払い）を支払って未完成のまま決算期末を迎えた場合であるが、他にもケースがあるので、ケースを把握して、整理する必要がある。</p> <p>それに対応して、財務会計側の処理と固定資産台帳（建設仮勘定台帳）側の登録処理とが整合するようなシステム連動や内部統制が確立されているか検討すべきである。</p> <p>なお、資産計上となる請負工事の前払金（中間払い）等を財務会計上、前払金としているのであれば、建設仮勘定で計上するように変更することが前提となる。</p>	<p><農林水産部></p> <p>前払金や中間払いを実施した工事のうち、年度内に完成しなかった工事が建設仮勘定に確実に登録されるよう、本庁の担当課が繰越事業一覧等と突合作業を行う際の留意点をまとめ、関係所属に通知した。</p> <p>【対応済】</p> <p><土木建築部></p> <p>建設仮勘定が発生するケースを整理し、また、それに伴う財務会計側への登録処理との整合を整理し、令和2年3月に策定したガイドラインを関係所属あて通知した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 153 ページ</p>
	<p>【意見15】 建設仮勘定からの振替漏れの確認について</p> <p>期末には「既に完成しているにもかかわらず、建設仮勘定のままで計上されている（本勘定への振替が漏れている）固定資産は無いか。」を確認することが必須である。</p> <p>固定資産台帳上での振替漏れと財務会計上での振替仕訳漏れと両方で発生することが考えられるので、原課と財政課のどちらが整理するか、建設仮勘定のデータの受け渡しをどちらがおこなうかも重要である。</p>	<p><農林水産部></p> <p>当該年度に完成した資産の計上や建設仮勘定からの振替漏れがないか確認するための表を作成するとともに、支出命令や建設仮勘定一覧に工事の完成時期や施設名を追記することなど留意点をまとめ、関係所属に通知した。</p> <p>【対応済】</p> <p><土木建築部></p> <p>固定資産台帳上と財務会計上での振替仕訳の方法及び役割分担を整理し、令和2年3月に策定したガイドラインを関係所属あて通知した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 154 ページ</p>

	<p>【意見 20】 予防保全と事後保全について</p> <p>公共インフラ施設について、事後保全に追われつつ、一部を除き、将来的に全面的に予防保全に移行する方針としている観がある。予算や人員等の制約や費用対効果等の観点からは、全てのインフラ資産について予防保全とすることが最適管理なのか再度検討が必要なのではないかと思われる。</p> <p>特にコスト重視の維持管理が可能な施設については、劣化予測の見積りとライフサイクルコストの算定を行い、事後保全型と予防保全型のライフサイクルコストを比較する必要がある。</p>	<p><総務部></p> <p>劣化予測の見積りとライフサイクルコスト（LCC）の算定については、県有財産経営室と個別施設計画所管課で検討を行い、事後保全型と予防保全型のLCCを算出し比較を行った。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 161 ページ</p>
	<p>【意見 22】 劣化予測とライフサイクルコスト（LCC）について</p> <p>道路・橋梁・トンネル等については、劣化予測やライフサイクルコストの算定を行わずに大分県管理指針及び道路の長寿命化計画（行動計画）を策定している。将来的な事象に起因するため合理的な算定方法が未だ確立されていないためとしているが、過去の実証データや研究の知見によりある程度合理的な見積りは可能である。これらを活用して劣化予測やLCCの算定を行い、トータルコストを計画に反映させるべきである。</p>	<p><土木建築部></p> <p>橋梁については令和元年度に対応済。その他施設については長寿命化計画の見直し時に対応する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 168 ページ</p>

	<p>【意見 23】 長寿命化計画等における定量化の研究について</p> <p>ライフサイクルコスト（LCC）を予測する場合、老朽化予測、対策の実施周期、対策コストの集計といった作業を各々の施設で選択可能な対策シナリオ（機能保全レベル）每に行って、最善のシナリオで確定することになる。</p> <p>予算の平準化は、施設（構造物）、管理単位としての施設集合体、施設類型、全庁レベルと段階的に行うことがイメージされるが、このように公共インフラを構成する膨大な数の施設（構造物）毎にLCCを算定して積み上げることを前提として、それぞれのレベルでの目標値の設定が可能となる。</p> <p>また、長寿命化の効果をどのように測定するか、手法は確立していないものの、LCCが関係してくるものと想定される。</p> <p>したがって、効率的、効果的な維持管理手法の研究・実践を行う中で、ライフサイクルコストの算定・集計についても、簡便な方法から始めて次第に精度を高めながら効率的な方法を模索することが求められる。</p> <p>なお、このような定量化に係る問題については、担当課で個々に検討するよりもインフラ関係者で研究会を発足させて組織的に推進すべきと考える。</p>	<p><総務部></p> <p>劣化予測の見積りとLCCの算定については、県有財産経営室と個別施設計画所管課で検討を行い、LCCを算出した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 169 ページ</p>
--	--	--	-------------------------

(注) 表中の「報告書」とは、平成 31 年 3 月 29 日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第 640 号により公表された「平成 30 年度包括外部監査結果報告書」である。